

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：電気通信事業法の一部を改正する法律

規制の名称：電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為の拡大

規制の区分：新設、改正（**拡充**）、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省 総合通信基盤局 事業政策課

評価実施時期：平成31年 3月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

電気通信事業について、総務省及びP I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）に寄せられている苦情・相談の件数が高止まっている中、総務省において当該苦情・相談を分析したところ、電気通信事業者又は媒介等業務受託者（※）による「勧誘主体等について誤解を与える勧誘」「勧誘目的を明示しない勧誘」が多くの苦情・相談に発展していることが分かった。このような勧誘方法は、既存の利用者保護に関する規制で対応できない一方、利用者を惑わすことで利用者が自らの自由な意思形成に基づいて通信サービスの契約を選択することを阻害しており、これらに対応した規制を実施しない場合には将来にわたって利用者の利益の保護に支障が生ずるおそれがある。

※ 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者（その者から委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

また、電気通信事業分野は、電気通信役務の内容、料金等の提供条件等が多様化・複雑化し、その変化も激しいことから、新たな課題に迅速・柔軟に対処可能な規制を実施しない場合には今後将来において利用者保護の観点で生じた課題に対処を行えない可能性がある。

以上のような状況をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

- ・ ①のとおり、利用者を惑わすことで利用者が自らの自由な意思形成に基づいて契約を選択することを阻害する勧誘が行われていること及び変化の激しい電気通信市場において現行の規制で対処が行えない不適切な勧誘方法や業務運営によって利用者の利益が阻害され得ることが課題であり、現在行われている問題のある勧誘に対応した規制及び将来に生じる不適切な勧誘方法等の課題に柔軟・迅速に対応可能な規制が設けられていない状況がその発生原因である。

【規制の内容及び「規制」手段を選択した理由】

- ・ 電気通信事業者等による自主基準やガイドラインの策定など、これまでも業界による営業方法の適正化にむけた自助努力が行われてきたが、依然として電気通信事業に関する苦情・相談の件数は高止まっている状況。この点、総務省において、ガイドライン・行政指導等の非規制手段により対処を行うことも考えられるが、現に利用者の利益を阻害している課題及び将来にわたって利用者の利益を阻害していると認められる課題への対処の手段としてはより高い抑止力である規制によることが適当であるため、電気通信事業者及び媒介等業務受託者に対して、勧誘に先立って、自己の氏名・名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘すること及び利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為を禁止するという「規制」手段を選択した。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（遵守費用について）

- ・ 禁止行為の拡大は不適切な業務方法の是正を行うものであり、電気通信事業者又は媒介等業務受託者に追加的な投資や費用負担をさせるものではないため、遵守費用は発生しないか、あっても限定的である。

（行政費用について）

- ・ これまでの電気通信事業者及び媒介等業務受託者への監督の枠組みの中でこれらの者への新

たな禁止行為を定めるものであり、追加的な行政費用は発生しないか、あっても限定的である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制緩和するものではないため、該当せず)

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

勧誘に先立って、自己の氏名・名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘すること及び利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為が禁止された場合には、利用者が自らの自由な意思形成に基づいて通信サービスの契約を選択できる環境が確保されることが期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

(金銭価値化が可能でないため、該当せず)

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制緩和するものではないため、該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

新たな禁止行為規制の遵守を通じ、電気通信事業者及び媒介等業務受託者の通信契約の勧誘の際の適切な説明の実施や電気通信事業法以外も含めた遵法意識の向上など、業務運営全般の適正化が図られることが期待される。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記のとおり、追加的な遵守費用及び行政費用は限定的である一方で、本件規制が導入された場合には、電気通信事業者及び媒介等業務受託者による勧誘等の適正化が図られることにより、利用者が自らの自由な意思形成に基づいて通信サービスの契約を選択できるようになり、利用者の利益が確保されることが期待される。

以上から、本件規制により得られる便益は、本件規制の導入に伴う費用を上回ることが見込まれるため、本件規制の導入は妥当と考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案なし

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「規制改革推進に関する第4次答申」（平成30年11月19日 規制改革推進会議）において、媒介等業務受託者に対する適切な規制の速やかな整備が必要である旨が示され、また「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」（平成31年1月17日 モバイル市場の競争環境に関する研究会、ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG）（※）において、勧誘行為において社名や勧誘目的であることを明示しない等、利用者に誤解を与えるような電気通信事業者及び販売代理店の不適切な勧誘行為を禁止し、違反した場合には業務改善命令を行えるよう措置する必要がある旨が示されたことを踏まえ、今回の改正を行うものである。

※ 利害関係者を含み、広く一般からの意見募集（平成30年11月28日から同年12月18日まで）を行った結果を踏まえ、取りまとめられたもの。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法の施行後3年を経過した場合において、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

電気通信事業者及び媒介等業務受託者の適切な勧誘等により、利用者の利益の保護が図られているか評価するため、総務省及びP I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）に寄せられている苦情・相談等の状況を確認する。